

不正競争の判断に関する裁判例

－「粘着プレート」事件－

R2.3.19 判決 東京地裁 平成 30 年（ワ）第 23860 号

差止請求等事件：請求棄却

概要

原告から示された本件情報を使用して被告製品を製造、販売等する被告の行為が不正競争行為（不正競争防止法 2 条 1 項 7 号）に当たるとする原告の差止請求等の主張が棄却された事例。

主な争点

- 1 不正競争行為該当性（争点 1）
 - ア 本件情報が原告の「営業秘密」に該当するか（争点 1-1）
 - イ 被告が本件情報を図利・加害目的で使用したか（争点 1-2）
- 2 秘密保持義務違反該当性（争点 2）

経緯

1 原告と被告は、平成 27 年 10 月 8 日、原告が被告に対して皮膚バリア粘着プレートの製造を委託することなどを定めた製造委託契約を締結した。

原告と被告とが締結する製造委託契約の第 9 条には、以下の記載がある。

甲（判決注：原告）と乙（判決注：被告）は、事前に相手方の書面による承諾を得なければ、次の情報を第三者に開示または漏洩してはならない。

① 本件契約及び個別契約の締結前に行われた交渉の段階において、図面・仕様書・資料・材料・型・設備・見積依頼・口頭の説明、その他により知り得た相手方の技術上及び取引上の情報。

② 前項のほか、本件契約及び個別契約により知り得た相手方の技術上及び取引上の情報

③ 前項の規定は、次の各号に定める情報には適用しない。

1 相手方から知り得た時点で、既に保有している情報

2 独自に開発した情報

3 秘密保持義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報

4 公知になった情報

2 原告は、平成 27 年 11 月 17 日、独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対し、原告製品について、PMDA 申請をした。その際、医療機器製造販売届書が提出され、原告製品の説明文書も添付されていた。

3 被告は、平成 27 年 12 月 28 日、被告製品の PMDA 申請をした。その際、医療機器製造販売届書が提出され、被告製品の説明文書も添付されていた。

4 原告は、平成 28 年 1 月 18 日、被告に対し、訴外東レが製造、販売する製品を原告製品の粘着面に用いることを提案した。

5 原告と被告は、平成 28 年 2 月 10 日までに、原告製品について、原材料として、粘着面に原告が支給する本件東レ製品を使用し、非粘着面に「M o m ' s シリコン」を使用することを合意した。

原告製品は、皮膚に接する粘着性のあるシリコン面と、粘着性のない面からなる伸縮性に富んだシリコンシートであり、帝王切開手術専用の皮膚バリア粘着プレートである。原告製品は、帝王切開手術の手術痕に貼付することにより皮膚バリアとして外部からの刺激等を和らげるとともに、手術痕が癒痕やケロイドになるのを予防するものである。

6 原告は、平成 28 年 2 月 24 日から現在に至るまで、原告製品を販売している。

7 被告は、平成 28 年 2 月 22 日から同年 6 月 20 日までの間、本件契約に基づいて原告製品を製造し、原告に納品したが、本件契約は、平成 28 年 10 月 8 日に終了した。

8 被告は、遅くとも平成 29 年 12 月 1 日には、被告製品の販売を開始した。

裁判所の判断

1 争点 1（不正競争行為該当性）

『（1）上記認定事実によれば、手術痕や傷痕を保護するためのシリコンゲルを用いた皮膚バリア粘着プレートが本件契約の数年以上前から複数の会社から製造、販売されていたこと、シリコンソフトスキン粘着剤の粘着技術が遅くとも平成元年頃からは傷の治療に用いられていたこと、シリコンソフトスキン粘着剤である本件東レ製品が遅くとも平成 20 年 12 月頃には販売され、同時期に発行された業界雑誌において製品の特性等も踏まえて紹介されていたことのほか、訴外東レが、本件東レ製品について、癒痕治療を含む皮膚への付着を対象とする製品であること及び日本国内だけでなく海外にも広く供給することが可能であることなどを自社のウェブサイトにおいて紹介していることが認められる。

（2）以上によれば、シリコンゲルを用いた皮膚バリア粘着プレートの粘着面に本件東レ製品を用いることができるという情報は、平成 27 年 7 月までには、広く知られていた情報であったといえる。本件東レ製品はそのような用途で用いられる汎用品であるから、少なくとも、原告が、原告製品の製造等を依頼するためにエフシートを持参して被告を訪問

した平成27年7月16日時点において、シリコーンゲルを用いた皮膚バリア粘着プレートの粘着面の材料として本件東レ製品を用いるという本件情報が非公知の情報であったとは認められない。

(3) これに対し、原告は、本件東レ製品は医療用に開発された特殊素材の製品で、医療品への使用用途以外にはメーカーに卸してもらえない製品であり、一般に市場に出回っている原材料ではないと主張するが、本件東レ製品を使用するのに一定の手続を要したとしてもそれは本件情報の非公知性に影響しない。また、原告は、平成27年以降の訴外東レの社内記録では本件東レ製品を最初に使用したのが原告であり、現在では原告と被告のみが本件東レ製品を使用していることなども主張するが、仮にそうであったとしても、前記(2)に照らして本件情報の非公知性には影響しないというべきであるし、原告が根拠とする訴外東レにおける記録は平成27年より前の本件東レ製品の使用状況を明らかにするものではない。

(4) 以上のとおり、本件情報が「営業秘密」(不正競争防止法2条6項)に該当するとは認められないから、本件情報を用いて被告製品を製造、販売する行為は不正競争行為(同条1項7号)には該当せず、同法に基づく原告の請求にはいずれも理由がない。』

2 争点2 (秘密保持義務違反該当性)

『(1) 原告は、被告が被告製品のPMD A申請に際してシリコーンゲルを用いた皮膚バリア粘着プレートの端部を丸みを帯びた形状とするという情報を開示した行為が本件秘密保持義務違反に該当すると主張する。

(2) しかし、皮膚バリア粘着プレートの原材料にシリコーンゲルを用いるという情報が、本件契約前の交渉段階から既に公知の情報であったことは上記(第4の1)認定のとおりである。また、その端部を丸みを帯びた形状とするという点も、絆創膏などの代表的な皮膚保護剤や原告製品に先行して販売されていたシリコーンゲルを用いた皮膚バリア粘着プレートの形状からも明らかなように、その端部は角張った形状か丸みを帯びた形状の製品が多く(公知の事実及び前記認定事実1(1)、シカケアの説明文書においても角を丸くした形でシカケアを切って手術痕等に貼付する方法が説明されていること(前記認定事実1(1))などに照らすと、皮膚バリア粘着プレートの部を丸みを帯びた形状とするという情報は、本件契約前の交渉段階から既に公知の情報(本件契約の契約書第9条③の4)といえる。

そうすると、原告が指摘する情報は、いずれも「相手方の技術上及び取引上の情報」(同契約書第9条①②)に該当するとは認められない。

(3) 以上のとおり、被告による被告製品のPMD A申請が秘密保持義務違反に該当するとは認められないから、秘密保持義務違反を理由とする原告の損害賠償請求には理由がない。』

検討

1 争点1 について

不正競争防止法上の「営業秘密」(不正競争防止法2条6項)に該当するかが争われた。

本判決で裁判所は、(2)非公知性について、①本件契約の数年以上前から複数の会社から製造、販売されていたこと、②シリコーンソフトスキン粘着剤の粘着技術が遅くとも平成元年頃からは傷の治療に用いられていたこと、③シリコーンソフトスキン粘着剤である本件東レ製品が遅くとも平成20年12月頃には販売され、同時期に発行された業界雑誌において製品の特性等も踏まえて紹介されていたことを根拠に、シリコーンゲルを用いた皮膚バリア粘着プレートの粘着面の材料として本件東レ製品を用いるという本件情報が非公知の情報であったとは認められないと判断した。

2 争点2 について

被告の行為が、契約書第9条①②に規定する「相手方の技術上及び取引上の情報」に関し、秘密保持義務違反に該当するかどうか争われた。

皮膚バリア粘着プレートの部を丸みを帯びた形状とするという情報は、本件契約前の交渉段階から既に公知の情報であったとし、契約違反に該当するとは認められないと判断した。

実務上の指針

1 不正競争防止法上の「営業秘密」に該当するかは、(1)秘密管理性、(2)非公知性、(3)有用性の3つの要件を満足する必要がある。

自社の情報を、製造委託先に開示する場面においては、開示情報を事前にリストアップし、秘密情報の該当についてチェックを行う必要がある。

当該自社の秘密情報を製造委託先などの相手方に開示前に、秘密情報の取扱いに関する契約を交わしてから、開示する必要がある。

2 自社の商品の製造を他社に製造をさせる製造委託契約の締結する場面においては、上記と同様に開示情報を事前にリストアップを行うとともに、契約書に記載をすべきである。契約書にて、明確に示し、契約をする双方の目線を合わせることで後日のトラブルを回避できると考える。

3 契約にあたり、製造を委託する委託先メーカーが、独自の販売網などを保有するかなど、についても確認を行い自社の製造委託を行う製品と競合する商品の製造・販売を行う可能性について、事前検討が必要である。

4 一度開示された情報は、後日に消去することは難しく、後日の救済についても困難な場合が多い。そうすると、自社の情報を開示する前に、例えば、特許、実用新案、意匠など、何らかの知的財産に関する出願などの手続きを行った上で、自社の情報の開示をすることも検討すべきである。

以上